

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行日】 平成21年6月1日

健康保険の料率が変わります！

昨年10月、中小企業等で働く従業員やその家族が加入していた政府管掌健康保険について、運営が従来の国(社会保険庁)から全国健康保険協会に変わり、協会けんぽという名前(愛称)になりました。それに伴い、協会けんぽの健康保険の保険料につきましては、現在、全国一律の保険料率(8.2%)となっていますが、平成18年に健康保険法が改正され、平成21年9月までに都道府県毎の保険料率に移行することになっていました。これは、都道府県ごとに地域の医療費事情を反映した保険料率になります。一定の激変緩和措置がとられてはいますが、基本的に年齢構成が高い等の理由で地域の医療費負担が多かったり、所得水準の低い都道府県については保険料率が高くなることになります。

都道府県単位保険料率

北海道	8.26%	滋賀県	8.18%
青森県	8.21%	京都府	8.19%
岩手県	8.18%	大阪府	8.22%
宮城県	8.19%	兵庫県	8.20%
秋田県	8.21%	奈良県	8.21%
山形県	8.18%	和歌山県	8.21%
福島県	8.20%	鳥取県	8.20%
茨城県	8.18%	島根県	8.21%
栃木県	8.18%	岡山県	8.22%
群馬県	8.17%	広島県	8.22%
埼玉県	8.17%	山口県	8.22%
千葉県	8.17%	徳島県	8.24%
東京都	8.18%	香川県	8.23%
神奈川県	8.19%	愛媛県	8.19%
新潟県	8.18%	高知県	8.21%
富山県	8.19%	福岡県	8.24%
石川県	8.21%	佐賀県	8.25%
福井県	8.20%	長崎県	8.22%
山梨県	8.17%	熊本県	8.23%
長野県	8.15%	大分県	8.23%
岐阜県	8.19%	宮崎県	8.20%
静岡県	8.17%	鹿児島県	8.22%
愛知県	8.19%	沖縄県	8.20%
三重県	8.19%		

具体的には、国の関係政省令に基づき、左表のとおり、都道府県単位保険料率を定め、厚生労働大臣の認可を受けましたので、ご案内します。

現行の保険料率8.2%より高くなるのが20道府県で、低くなるのが21道府県。6県については現行と変わらず8.2%の保険料率です。ちなみに、もっとも保険料率が高くなるのは北海道の8.26%、もっとも低くなるのは長野県の8.15%です。

この保険料は「疾病の予防などにより、加入者の医療費が下がれば下げることが可能となる仕組みになっている(全国健康保険協会)」とのことです。

なお、都道府県毎の保険料率は、9月分の保険料(一般の被保険者については、10月納付分)から適用されることになります。

また、40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率(1.19%)が加わりますが、この料率は変更ありません。

CONTENTS

健康保険の料率が変わる	……P.1
産活法改正	
事業承継税制に新方式	…P.1
平成21年度路線化は	
4年ぶりに下落か?	……P.2
One Point	……P.2
ASAK経営実践セミナー	
のご案内	……P.3
6月度の税務スケジュール	……P.3
新型インフルエンザへの	
対応と対策	……P.4
労働保険年度更新について	…P.4
居住用不動産の購入にも	
必要な収益性とは?	……P.5
今月の名言録	……P.6
編集後記	……P.6

産活法改正 事業承継税制に「第二会社方式」!

今国会で成立した産業活力再生特別措置法(産活法)の一部改正のなかで、「第二会社方式」による事業の第三者承継を、税制面からバックアップする新しい制度が手当てされました。「第二会社方式」とは、事業の全部または将来性のある部門の一部を、会社分割や事業譲渡により他の事業者(第二会社)に承継させ、負債・赤字部門を残した旧会社を清算する組織再編の手法のことです。

第二会社方式を採用するには、

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合、事業期間に空白が発生
事業取得などのために新規の資金調達が必要

事業承継に際して事業用不動産などの移転にともなう税負担が発生
という3つの課題を克服する必要があります。



そこで今回の法改正では、中小企業承継事業再生計画を創設し、前述の3つの課題を克服しつつ事業の再生を目指す中小企業については、その計画の認定に基づいて、下記の特例が受けられることになりました。

許認可承継

認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従った事業の承継を行った場合、事業に関する許認可を承継できるもの。

金融支援

日本政策金融公庫の低利融資、信用保険の別枠化、投資育成会社による出資対象範囲の拡大など。

税負担軽減

事業用不動産などの移転にともない発生する登録免許税や不動産取得税を軽減するもの。



なお、同法にもとづく事業再生支援を受けるには、中小企業の第二会社方式による再生計画(中小企業承継事業再生計画)の認定を受けることが要件。主な認定要件は、計画期間終了時点で事業収支・財務状況が改善すること、承継事業にかかる従業員の8割以上の雇用確保、労働組合への説明など従業員との適切な調整が図られていること、取引先中小企業の利益を不当に害さないことなどです。

平成21年度の路線価は4年ぶりに下落？ 今年も7月1日公開へ

国税庁が平成21年分の路線価について、昨年に引き続き7月1日(水)より閲覧開始することを公表しました。路線価とは、国税庁がその年の1月1日現在における宅地の評価価格を定めたものです。正式には相続税路線価といい、相続税や贈与税で土地の評価計算を行う際の基準となります。

昨年の路線価は、全国約38万地点の標準宅地の平均額が3年連続で上昇。大都市圏に加え、大都市の周辺都市や地方中核都市でも地価上昇が目立つようになりました。

ところが、今年路線価は4年ぶりの下落になる可能性が高いと見られています。

それというのも、国土交通省が今年3月に公表した地価公示では、全国全用途平均の地価が3年ぶりに前年を3.5%下回りました。通常、路線価は地価公示の8割前後が目安とされていることから、路線価も下落傾向になるだろうと予測されているわけです。



一昨年まで路線価は8月に公開されていましたが、昨年から一ヶ月早い7月の公開となっています。「国税局・税務署では、IT化・ペーパーレス化を進めている(国税庁)」そうで、その一環として「紙」の路線価図等の作成と税務署等への備え付けが省略されたことから、早めの公開が可能になったようです。

One Point

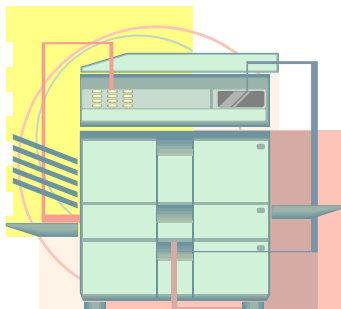
オフィス用品の共同購入で少額減価償却資産の特例活用

青色申告法人である中小企業者が利用できる特例として、「取得価額30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例」があります。これは、取得価額が30万円に満たない減価償却資産の取得価額は一括して損金に算入できるというものです。

非常に使い勝手の良い同特例ですが、30万円を超える備品が必要となるケースも意外に多く、その場合は通常の減価償却資産としての取扱いとなります。ところが、こうした30万円を超える備品でも、同フロア内にオフィスを構える2社が共有することで、その購入費用を損金処理できる場合があります。

資産を2社で共同購入した場合の各社の取得価額は、その資産の持分比率に合わせて購入費用を按分した後の金額です。その金額が1社あたり30万円未満であれば、その購入にかかった費用は2社とも一括して損金に算入できます。

つまり、資産を2社で共同購入することにより、同特例の30万円未満という制限を30万円×2社分の60万円未満まで広げることができるわけです。



ただし、同特例には制限があります。30万円未満の資産の取得価額の合計額が300万円を超えてしまった場合は、300万円未満の部分については損金処理できますが、超えてしまった分については通常の減価償却処理をすることになります。

なお、資産を共同購入する際には、共同購入する企業間で契約書や覚書を作成し、両社で保管しておくことが必要です。こうした書類は、税務調査の際に確認されます。また、共同購入した企業の事務所が離れている場合や、一方の企業が明らかに使用できない環境にある場合は共同購入として認められないこともあるので注意しましょう。

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 税務調査なんて怖くない。その対応とポイント！ ～

突然に舞い込んでくる「税務調査」の通知！ 何も悪いところがなくとも、誰しも気分がいいものではありません。そんな税務調査の実情を知っていただくとともに、その対応策についてわかりやすく解説していきます。

また、事前にご質問等を頂きましたら、それについても解説を加えていきたいと思えます。是非、ご出席ください。



なお、今回もセミナー講義だけでなく、ご参加頂いた方々相互の交流の場として、講義後に同会場にて、軽食を交えながらご歓談いただく時間も設けさせていただきました。

新たな交流の場として、ご活用いただければ幸いです。

**参加者の皆様相互の
交流ができる時間を
設定いたしました！**

< 第1部 > 18:30 ~ 19:50 セミナー
< 第2部 > 20:00 ~ 21:00 懇親会

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日 時 7月2日(木) 18:30 ~ 21:00

(セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)

講 師 ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦

場 所 中京大学文化市民会館(金山) 第2会議室

会 費 3,500円 (飲物・軽食代、会場・資料代含む)

定 員 30名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

申 込 6月30(火)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135・0145



6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(水)
4月決算法人の確定申告	申告期限 6月 30日(火)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 6月 30日(火)
10月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 6月 30日(火)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 6月 30日(火)
消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 6月 30日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 6月 30日(火)
個人の都道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	納 期 限 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日

新型インフルエンザへの対応と対策

厚生労働省が発表している「事業者・職場における新型インフルエンザガイドライン」によると、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するための具体的措置として、従業員向けに次のような対策が挙げられています。

- 各事業主においては、従業員の健康管理を徹底するとともに、例えば、発熱症状のある者については、発熱相談センターへの相談、自宅待機等を実施するなどの対応の検討
- ラッシュ時の公共交通機関の利用を避けるための時差通勤、自転車通勤等の検討
- それぞれの事業主において、地域の感染状況を注視するとともに、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について検討

また、娯楽施設や飲食店などの集客施設については、利用者間で感染が生じないようにするための工夫を検討する必要があります。例えば、

- 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱症状のある方には利用を遠慮していただくこと
- 利用客が多くない場合に利用客間の席を離すこと
- 利用客が施設内で発症した場合に備えること

などが考えられます。



今回の新型インフルエンザを理由として従業員を自宅待機をさせる場合の給与の支払いについては、

- 「罹患した場合」
- 「罹患が疑わしく医療機関への受診により休業する場合」
- 「罹患が疑わしく自主的な判断で休業をさせる場合」

を分けて考える必要があります。

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由によって従業員を休業させる場合には、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないと定めていますが、この休業手当を支給しなければならない場合とは、の「罹患が疑わしく自主的な判断によって休業をさせる場合」のみに限られ、「罹患した場合」、「罹患が疑わしく医療機関の受診により休業する場合」においては、休業手当の支給は必要ありません。

もし、従業員が発症した場合は、発症した従業員と濃厚接触した同僚を自宅待機させることは必要と考えられますが、発熱相談センターや保健所の判断により、濃厚接触者でないといわれた者についてまで自宅待機を命ずることは適当ではないとされています。

労働保険年度更新業務代行します！

先月末日頃から、皆様のお手元に右記のような労働保険申告書の案内が届いていらっしゃるかと思います。これは、この1年間の確定労働保険料の精算をするとともに、今後1年間の概算労働保険料を見積もって、納付するための書類となります。

期限は、平成21年7月10日までとなりますのでご注意願います。

なお、当事務所では、今年度も、労働保険年度更新業務の手続き代行を行っております。

面倒な年度更新手続きも、当事務所に是非おまかせください。

なお、年度更新業務代行手数料につきましては、右下表のとおりです。給料総額などにより変動するケースがありますので、お気軽にご相談ください。

労働保険事務組合に委託されている場合は、当事務所では手続きできませんのでご了承ください。

また、一括有期事業等の場合は、右記表を適用いたしません。

別途お問い合わせください。



労働者数	代行手数料
1～9人	10,500円
10～19人	15,750円
20～29人	21,000円
30人以上	別途協議します

居住用不動産の購入にも必要な収益性とは？

底が見えない景気悪化が続くなか、投資ファンドや不動産開発業者による物件の安値放出も目立っており、住宅価格の下落に一段と拍車をかける動きとなっています。住宅価格の下落が長引けば、様々な分野でデフレを作り出すことになり、景気全体で見るとマイナスとなってしまいますが、住宅購入を検討している人には安く購入できるチャンスが到来しつつあります。しかし、未曾有といわれる経済不況下において、企業倒産件数、完全失業率等の経済指標はどれをとっても悪いものばかりであり、このような外部環境に付随する購入リスクを少しでも軽減できるよう対策を練ってみたいかがでしょうか。

なぜ居住用不動産で収益性が重要なのか

通常、不動産の価格を求める場合には、費用性(いくら費用が投じられたか)、市場性(いくらで取引されているか)、収益性(貸すことによっていくら利益を生み出すか)の各側面からアプローチします。この中でも、特にローン破綻によるリスク回避のためには、**収益性の高い(他人に貸した場合できるだけ高い家賃を収受できる)住宅**を選択することが一策と考えます。

一般的に、個人が居住用不動産を購入する際、自分にとってのニーズ(快適性、意匠、予算など)を満足させれば、その不動産からどれだけ収益を得られるかなど余り関心がある事とはいええないでしょう。しかし、収益性が高いということは換言すれば、資産価値が高いということになりますので、もっと重視されるべき要素といえます。

収益性の高い住宅を購入すれば、万一何かの事情で返済が困難になったり、あるいはライフスタイルに合わせて住み替えをする場合など、せっかく購入した住宅を「売却」せずに、「他人に貸す」という選択肢を増やすことにも繋がります。

$$\text{収益価格} = \text{年間想定賃料(1)} \times 0.9(2) \div \text{期待利回り(3)}$$

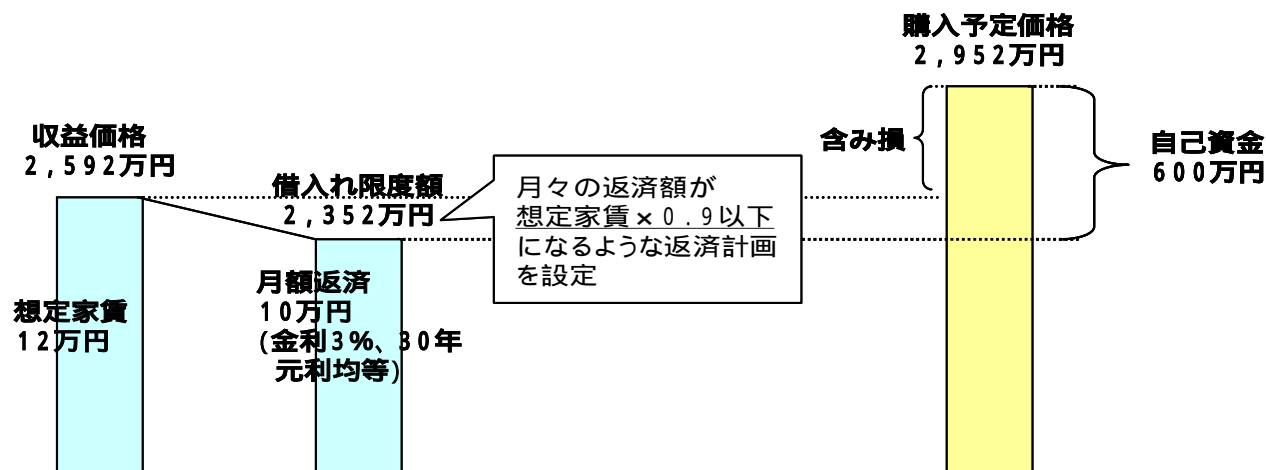
- (1) 情報誌、インターネット、地元業者から取材
- (2) 固定資産税、修繕費、空室損失相当額などで10%を経費として計上
- (3) 住宅の場合目安として5%。但し、賃貸需要が低調、賃料下落リスクが高い、老朽化が大きい等資産価値が低落している物件は6~7%程度と高めに設定。

収益価格(想定家賃)から判断するリスクヘッジ

【事例】 購入予定価格 2,952万円、想定家賃 月額12万円の新築マンション

$$\text{収益価格} = (12\text{万円} \times 12\text{ヶ月}) \times 0.9 \div 5\% = 2,592\text{万円}$$

事例の不動産の場合、上記試算の収益価格から判断すると、購入時ですでに400万円(=2,952万円 - 2,592万円)もの資産価値の「含み損」が発生することになります。万一のことを考えた場合、収益価格と乖離が少ない別の物件を購入することが理想ですが、やはり一度気に入った物件を簡単に諦めることもできないので、そこは少しでもリスクを軽減した購入方法を選択したいものです。下図は、万一の時に「売却」を強いられることを阻止できるよう「他人に貸す(家賃収入でローン返済に充てる)」という選択肢を組み入れた場合の一例を示したものです。この場合注意することは、想定家賃よりも月額の返済額が低くなるように(経費相当額を1割程度見込む)借入れ総額を設定することです。高額な住宅を購入したいのであれば、自己資金を多くして月々の返済額を低くするか、あるいは収益価格が高い(想定家賃が高い)物件を選ぶなどの方策が必要でしょう。



今月の名言録

心は秘密の玉手箱

あなた方は常によく心の働きを利用して、自分の人生の改善や幸福のために役立てるべく、最善の努力を尽くさなければならない。そのためには、自分の命のなかにある心という偉大な力あるものに、大きな苦勞をかけないで、その働きをスムーズに運転させるようにしてやるということが必要なんだ。それが人間として、正しい人間として、まことの人間としての当然の行為ぞ。当然の行為は責任でも義務でもないんだよ。当たり前のことなんだ。

およそ、人間の心のなかの思い方、考え方というもの、いわゆる「思念力」というものは、それはそれはすごい魔力のような力をもっているということを知ってなければ駄目だよ。魔力のような力をもって、もっともっと幸福に、もっともっと恵まれた人生に生きられるように生まれてきていながら、まだ意に満たない人生に生きている人が随分いるんじゃないかしら。だからそれを忘れないようにしなければ駄目だぜ。人間の地獄をつくり、極楽をつくるのも心だ。心は、我々に悲劇と喜劇を感じさせる秘密の玉手箱だ。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)



編集後記

最近、文具売り場で気づいたことがあります。メモ帳や、ノートの種類がとてもふえたと思います。それも、キャラクター商品やデザインの奇抜なものでなくて、見た目は地味で実用的なものがふえているのです。少し前から、書店では情報整理術、パソコン仕事術、メモ術といった自己啓発の書籍に並んで「ノート術」をテーマにしたものが目に付くようになっていたので、本で紹介された使い方を意識して商品化されたノートもあるようです。「ノートをとる」作業は私にとっては学生のころまでで、社会人になってからはパソコンのワードやエクセルでの作業に変わりました。最近では、パソコンの普及にともなって、学生のころから手書きのノートを作る作業は減ってきているのではないのでしょうか。



あのサッカー選手の中村俊輔さんが「サッカーノート」をつけているのをご存知でしょうか。高校生のときにトレーナーに勧められて、日々の試合やチーム、自分のプレーに関することをノートに書いているのです。中村選手は著作の中で、自分がサッカーで結果を出す大きな要素とも言っています。中村選手にとってサッカーは仕事です。私も、日々の仕事にノートを活用できないか考えるようになりました。パソコンに「入力」するのではなく、ノートに「書く」ことにこだわってみようと思います。ただ、昨年末に今年の日記帳を購入して、仕事始めの日から空欄が続いているので……

(藤田智明)

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

